

小金井平和の日 記念行事に伴う 作文コンクール

小金井平和の日条例に基づき実施する小金井平和の日記念行事に伴い、平和意識の高揚を図るための作文コンクールを実施します。

■テーマ 平和や戦争に関するもので、平和を未来に引き継いでいくために命の尊さや平和の大切さについて改めて考える機会となるようなもの

■対象 市内在住・在学の小・中学生

■字数 400字詰め原稿用紙5枚以内（必ず題名を付けてください）

■表彰 ▽大賞 ▽中学生の部、小学生の部各1人 ▽優秀作品 ▽2作品程度

他 ▽令和3年3月6日に、入賞者には賞状および記念品を授与するほか、作品の朗読を

行ってもらいます ▽提出された原稿はお返ししません ▽入賞者の氏名・学校名・学年・作品を公表します（匿名不可） ▽応募は1人1通

■8月31日（必着）までに、郵送または直接、住所・氏名（ふりがな）・電話番号・学校名・学年を明記し、広報秘書課広聴係（〒184-8504 住所不要・市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818）へ

■募集戸数 2戸

■住宅名 ①シルバークアグリオン（緑町3-9-8） ②DK（28平方メートル、2階） ③コンフォール貫井（貫井南町5-21-12） ④DK（30・6平方メートル、2階） ※いずれも単身世帯向け

■家賃 ①1万3千800円〜2万7千200円 ②1万5千800円〜3万1千100円

■入居予定日 9月中旬

■申込資格 次のすべての要件に該当する方

① 65歳以上のひとり暮らしで、市内に引き続き3年以上居住している方（所得制限がありません）

② 自立している方で次のいずれかの理由により、代替えの住宅を確保することが困難な方

▽1年以内立ち退くように求められている▽住宅の老朽化や、浴室がないなどにより、安全や衛生上の問題がある▽身体に障がいのある方（身体障害者手帳1〜4級）

③ 緊急連絡先があること

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

他 ▽抽選方法が今までと変わります ▽すでに入居申込書を

たこ原画コンクール 「凧の絵」募集

入選作品を、来年1月に行う予定の新春たこあげ大会で配布する「凧の絵」として採用します。

■応募資格 市内在住の小学生

■テーマ 「丑（うし）」

■応募条件 ▽1人1点 ▽オリジナルの作品 ▽B3判程度（52cm×37cm）までで縦長に製作 ▽画材は自由

■入賞入選 1点、佳作10点（入賞者に図書カードを贈呈）

■作品の扱い ▽たこ原画コンクール展（たこあげ大会会場で開催）に展示 ▽主催者および第三者発行の印刷物等への掲載（学校名・学年・氏名を含む） ▽応募作品は、後日返却

■応募方法 8月20日（必着）までに、作品の裏面に住所・氏名（ふりがな）・電話番号・学校名・学年を明記し、直接、各児童館または児童青少年課へ

■問い合わせ 児童青少年課児童青少年係（市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9847）



昨年の入選作品（大北若菜さん）

事業名	とき	ところ	内容
原爆写真パネル展	8/14(金)まで 8:30~17:00	市役所第二庁舎入口	広島・長崎の原爆写真の展示
	／1(土)~16(日) 9:00~22:00 ※4日は休館日	公民館緑分館	市役所第二庁舎=6枚程度 公民館緑分館=6枚程度
	／3(月)~9(日) 9:00~17:00 ※3日は13:00から	小金井 宮地楽器ホールマルチパススペース	同ホールマルチパススペース=30枚程度
横断幕掲示	8/16(日)まで	市役所本庁舎、東児童館ほか3か所	「核兵器廃絶の国際条約締結で核兵器のない地球を」ほか1種
原爆死没者への黙とう	8/6(木) 8:15 (広島原爆投下時刻)	家庭や職場で	原爆死没者の慰霊と世界の恒久平和を願って、1分間の黙とうをお願いします
	／9(日) 11:02 (長崎原爆投下時刻)		

小金井市非核平和都市宣言の趣旨に基づき、非核平和事業を行っています。（左表）

令和2年度非核平和事業

提出している方も、手続きが必要で、別途送付する通知をご確認ください ▽持ち家の方は、申し込みできません

■7月27日までに、指定の申込用紙（まちづくり推進課で配布）に必要事項を明記し、直接、まちづくり推進課住宅係（市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861）へ

■配偶者・パートナーからの暴力に悩んでいませんか

ドメスティックバイオレンス（DV）は、殴る、ける等だけでなく、精神的・社会的・性的・経済的な暴力など、さまざまな形で現れ、被害者（3）

課男女共同

■企画政策

■参画室 ☎042-387-9855

■お問い合わせ ☎042-387-9855

消費者コーナー

消費生活相談室
☎042-384-4009
消費者ホットライン
☎1888

SNSをきっかけとした消費者トラブルにご注意

ラインやYouTube、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどSNS（ソーシャルネットワーク）は便利なコミュニケーションツールですが、悪質商法の勧誘手段として使われるケースが増えてい

ます。

事例1

SNS閲覧中にダイエツトアプリの初回500円という広告が表示され、注文したら定期購入だった。申し込む際に定期が条件になっていないか、広告や表示を十分注意したつもりだったが、もう一度その広告を確認しようとしても確認できない。業者の言う通り高額な2回目を購入しなければいけないのか。

事例2

SNS上でネットワークビジネスの成功や充実した生活を投稿している人がいて、相手に連絡したらオンラインカジノを紹介する仕事を勧誘された。会員登録し登録料を支払った。友人から違法性を指摘され不安になり解約したいが契約書もなく、業者名も連絡先もわからない。

事例3

生活費が不足し借り入れてきたので、個人間融資の掲示板サイトにお金を貸

してほしいと書き込み、返事をしてきた人から10万円を借りた。その後高額な利息の支払いを迫られ家族の元にもしつこい電話がかかってきた。

事例1は、業者の公式ホームページでは定期である旨が明記されています。相談者が見た広告を証明できる画面保存が無かったため、初回だけで解約はできませんでした。

事例2は相手に連絡のしようがありませんでした。事例3の相手は違法な闇金融業者です。警察に相談してもらいました。

事例1のように大幅な値引きや商品の効果を過剰にうたうSNS上の広告や、事例2のように「簡単に儲かる、損はしない」などの投稿やメッセージはうのみにはしないようにしましょう。SNS運営事業者の利用規約では「SNSがきっかけでトラブルが発生しても責任を負わない」旨が定められていることがほとんどです。SNS上では話が合っても本当に信頼できる相手かはわかりません。お金を支払った途端、相手と連絡が取れなくなることもありま

す。慎重に判断しましょう。同様のトラブルにあってしまった場合は、一人で悩まずに消費生活相談室にご相談ください。

